

# 呉市リノベーションまちづくりに係る人材育成事業委託業務仕様書

## 1 業務名

呉市リノベーションまちづくりに係る人材育成事業委託業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

呉市では、空き店舗や空きビルなどの遊休不動産をリノベーションという新しい方法で再生・活用し、生まれ変わった遊休不動産を核に、まちを連鎖的に変えていくことで、地域（中央地区商店街）が抱える課題の解決に向けたリノベーションまちづくり事業の一環で、令和元年度から「リノベーションスクール」を5回、令和6年度には呉市版リノベーションスクールとして「くるくるスクーレ」を実施してきた。

この要領は、これまでのリノベーションまちづくり事業を踏まえ、呉リノベーションまちづくり構想に基づくリノベーションまちづくり人材の育成を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) リノベーションまちづくり人材育成

呉リノベーションまちづくり構想に基づくリノベーションまちづくり人材の育成に向けたプログラムを企画し実施する。

また、実施したプログラムは、内容及び成果を実績報告書へ記載し報告する。

### (2) 広報

リノベーションまちづくり人材の裾野の拡大に向け、リノベーションまちづくりに係る広報や実施プロジェクトへの参加者確保に向けた集客事業を企画し実施する。

### (3) その他、業務の履行に必要と認められること。

## 4 業務期間

委託契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

## 5 成果品

### (1) 実績報告書

### (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料や写真

### (3) その他、本業務に付随する資料で本市が求めるもの

## 6 業務履行に当たっての留意事項

- (1) 事業実施者は、呉市と連絡調整を十分に行い、円滑に本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ呉市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づ

き、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざんの防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。

- (4) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報については守秘義務を負うものとし、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うこと。
- (6) 本業務を遂行するうえでの必要な画像データ・資料等は、受注者で入手するとともに、本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は、呉市に帰属するものとし、呉市の承諾なく、他に公表、貸与又は使用をしてはならない。また、報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は、当該著作権者の了解を得ること。
- (7) 本業務の実施に当たり、呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任により修復すること。また、呉市が貸与した資料は、本業務が終了したときは、速やかに呉市に返却すること。
- (8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、呉市と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 事業実施者は、本業務実施過程で発生した障害や事故等について、大小にかかわらず呉市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。